

令和4年度 第2回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和5年3月24日（金） 午後2時30分～

場所：藤枝市役所別棟第1会議室

所管：藤枝市健康福祉部子ども未来応援局児童課

議事次第

- 1 開会
- 2 新委員自己紹介
- 3 委員長挨拶
- 4 子ども未来応援局長挨拶
- 5 出席委員確認及び議事内容確認
- 6 議事
 - 【審議事項】
 - (1) 第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて・・・資料1
 - (2) 特定教育・保育施設の確認について・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
 - (3) 特定地域型保育事業の認可・確認について・・・・・・・・・・・・資料3
 - 【報告事項】
 - (1) 令和5年4月1日施行の条例等改正について
 - (2) 令和5年度当初予算及び組織について
 - (3) 「藤枝市こども基本条例」について
- 7 その他

令和5年度子ども・子育て会議は4回開催を予定
第1回は令和5年6月頃予定

第2期ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン2.1の中間見直しについて

1 計画の概要

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定された、幼児教育・保育施設、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた取組を推進するための計画であり、幼児教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする幼児教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を基本的事項として定めているものである。

現計画の計画期間は令和2～6年度までの5カ年であるが、この計画は、期間の中間年を目安に、必要な場合には「量の見込み」の見直しを行うこととされている。

このため、本年度見直しを検討したものの、今年度内において新型コロナウイルス感染症等の今後の影響、特に出生数及び保育ニーズを把握することが困難であるため、来年度以降の見直しを検討する。

2 量の見込みと現状 ☞スマイルプランp56～59

「量の見込み」は、「推計児童数」に「潜在家庭類型」と「利用意向率」を乗じて算出するものだが、本市においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、「推計児童数」は想定より少なく、「利用意向率」は想定より多くなっている。

【参考】令和4年3月18日発出の内閣府子ども・子育て本部参事官事務連絡

『新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績(今後の利用ニーズを含む)の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。』

3 その他

令和5年度に見直しを行う際は、計画時の推計値と実績値を比較(要因分析)と人口推計等から児童数を推計し、令和6年度の見込みと合わせて、次期計画開始時(令和7年度)以降10年間の推計を行うこととして、次期スマイルプランへの円滑な移行を考慮する。

また、幼児教育・保育施設の確保策については、既存施設の認定こども園化や、利用園児数に即した定員減少等を反映させる。

また、放課後児童クラブの利用見込み、整備量や、地域子ども・子育て支援事業の実施計画に記載された事業の内容変更等もあることから、必要な見直しを行う。

特定教育・保育施設の確認について

1 確認とは

子ども・子育て支援法第31条第1項の規定に基づき、財政支援（施設型給付費）の対象となる施設であるかどうかを市町村が確認すること。

確認する項目は、子ども・子育て支援法施行規則及び藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等による。

2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、市町村が特定教育・保育施設の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

3 利用定員に関する基準

特定教育保育施設は、条例で定める基準に基づき、下表のとおり利用定員を設定する。

施設・事業所	利用定員の設定	
	定員数	認定区分（1号・2号・3号）
幼稚園	特に定めなし	1号
認定こども園	20人以上	1号・2号・3号
保育所	20人以上	2号・3号

4 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、施設・事業者の意向を考慮し、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要。

5 確認をした施設

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に伴うもの

(単位：人)

類型	設置者	施設名称	認可定員	利用実績 (R4.5)	利用定員			
					1号			計
					5歳	4歳	3歳	
幼稚園	(学法) 藤枝スズキ 学園	平島 幼稚園	90 (変更なし)	55	18	18	18	54
幼稚園	(学法) 藤岡学園	西益津 幼稚園	200 (変更なし)	71	25	25	30	80
幼稚園	(学法) 藤岡学園	藤岡 幼稚園	130 (変更なし)	52	19	19	27	65
幼稚園	(学法) 藤岡学園	藤枝東 幼稚園	300 (変更なし)	114	45	33	47	125
幼稚園	(学法) 藤岡学園	藤枝西 幼稚園	90 (変更なし)	45	19	19	17	55
幼稚園	(学法) 藤岡学園	藤枝音羽 幼稚園	100 (変更なし)	45	18	13	19	50

※新制度における私立幼稚園の選択肢は3つ(①認定こども園になって「施設型給付」を受ける ②幼稚園のまま「施設型給付」を受ける ③幼稚園のまま「施設型給付」を受けない)あり、上記6施設は、令和5年4月1日より、③から②に移行するものです。

6 確認の変更

【利用定員の変更】

いずれの施設においても、これまでの実績を踏まえ、現状の保育ニーズに柔軟に対応するため、利用定員を変更するものである。

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼稚園型 認定こども園	認定こども園 藤枝橋幼稚園	1号認定	-	-	-	13人	13人	14人	40人
		2号認定	-	-	-	10人	10人	10人	30人
		3号認定	-	-	-	-	-	-	0人
計			-	-	-	23人	23人	24人	70人

<変更後>

認定区分	利用定員 (R5年度~)						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	-	-	-	8人	8人	9人	25人
2号認定	-	-	-	10人	10人	10人	30人
3号認定	-	-	-	-	-	-	0人
計	-	-	-	18人	18人	19人	55人

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼保連携型 認定こども園	青島 こども園	1号認定	-	-	-	102人	84人	84人	270人
		2号認定	-	-	-	16人	16人	16人	48人
		3号認定	9人	16人	16人	-	-	-	41人
計			9人	16人	16人	118人	100人	100人	359人

<変更後>

認定区分	利用定員 (R5年度~)						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	-	-	-	72人	54人	54人	180人
2号認定	-	-	-	16人	16人	16人	48人
3号認定	9人	16人	16人	-	-	-	41人
計	9人	16人	16人	88人	70人	70人	269人

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員					計	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
幼保連携型 認定こども 園	駿河台 こども園	1号認定	-	-	-	58人	45人	45人	148人
		2号認定	-	-	-	15人	15人	15人	45人
		3号認定	6人	12人	12人	-	-	-	30人
計			6人	12人	12人	73人	60人	60人	223人



<変更後>

認定区分	利用定員 (R5年度~)					計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
1号認定	-	-	-	42人	30人	30人	102人
2号認定	-	-	-	20人	20人	20人	60人
3号認定	6人	12人	12人	-	-	-	30人
計	6人	12人	12人	62人	50人	50人	192人

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員					計	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
幼保連携型 認定こども 園	こぼと こども園	1号認定	-	-	-	70人	60人	60人	190人
		2号認定	-	-	-	20人	20人	20人	60人
		3号認定	0人	0人	0人	-	-	-	0人
計			0人	0人	0人	90人	80人	80人	250人



<変更後>

認定区分	利用定員 (R5年度~)					計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
1号認定	-	-	-	50人	40人	40人	130人
2号認定	-	-	-	20人	20人	20人	60人
3号認定	0人	0人	0人	-	-	-	0人
計	0人	0人	0人	70人	60人	60人	190人

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員					計	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
幼保連携型 認定こども 園	大洲 こども園	1号認定	-	-	-	51人	45人	45人	141人
		2号認定	-	-	-	15人	15人	15人	45人
		3号認定	6人	12人	12人	-	-	-	30人
計			6人	12人	12人	66人	60人	60人	216人



<変更後>

認定区分	利用定員 (R5年度~)					計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
1号認定	-	-	-	47人	35人	35人	117人
2号認定	-	-	-	20人	20人	20人	60人
3号認定	6人	12人	12人	-	-	-	30人
計	6人	12人	12人	67人	55人	55人	207人

参考資料（関係法令等抜粋）

■子ども・子育て支援法

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。
（中略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■子ども・子育て支援法施行規則

（特定教育・保育施設の確認の申請等）

第二十九条 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し
（以下省略）

■藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 （利用定員）

第五条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

資料 2 参考

◇幼稚園が施設型給付を受ける幼稚園に移行した場合の変更点（主なもの）

項目	現行制度	制度移行後
関係法令	私立学校法、学校教育法、学校教育法施行規則、幼稚園設置基準	私立学校法、学校教育法、学校教育法施行規則、幼稚園設置基準、子ども・子育て支援法
市条例	—	特定教育・保育施設の運営に関する条例
所管	国：文部科学省 県：私学振興課	国：文部科学省、内閣府 県：私学振興課
財政支援（経常経費）	国：私学助成金 県から直接園へ支払い	国：施設型給付費 施設型給付費から保護者負担分を差し引いた額を市から園に毎月支払う。
保護者負担	園が定める 実費徴収可	市が定める基準に基づき、園が徴収する。 実費徴収可（市条例で制定）※保護者への説明と同意を要する。 上乗せ徴収可
認可定員と利用定員	・設置者（法人が設定） ・認可定員の設定	・子ども・子育て会議との調整 ・認可定員とは別に利用定員を設定する。 ・利用定員は認定区分（1号認定）ごとに設定する。 ・利用定員は認可定員の範囲内で設定すること。
入園手続き	・園に直接申し込み	・園に直接申し込み ・定員を超える申込みを想定し、幼児の選考基準を作成し、利用申込みの際に保護者に明示すること。
確認に関する こと	不要	必要
学則（園則）と 運営規程の関 係	学則又は園則を整備	・学則又は園則とは別に運営規程を整備する。（市条例） ただし、運営規程として定めるべき事項が学則（園則）で網羅されていれば、運営規程を整備する必要はない。 ・学則（園則）は、認可権者（県）へ届出 ・運営規程は、確認権者（市）に提出 ・運営規程は、利用申込み行った保護者に対して、運営規程の概要を記した文書を交付して説明を行い同意を得る必要がある。 （市条例）

※教育・保育時間の変更はなく、施設設置（設備）・園児・職員に関する基準も、幼稚園設置基準のままで変更なし

地域型保育事業所の認可・確認について

1 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度において創設された制度で、3歳未満児を主に保育をする利用定員が19人以下の施設・事業である。

ただし、事業所内保育事業は、利用定員の上限はない。

認可基準は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市が認可する。

① 施設設備・職員配置基準

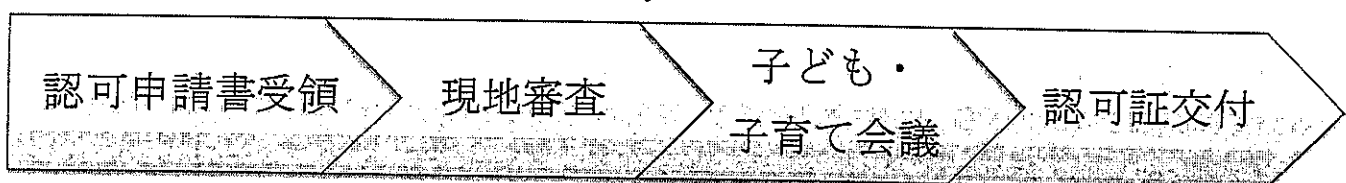
事業名	定員	保育従事者 資格	職員配置 (乳幼児:保育従事者)	面積基準 (乳幼児一人あたりの面積)
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者	0～2歳 3:1	0～2歳 3.3㎡以上
小規模保育事業 A型	6人以上 19人以下	保育士	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上
小規模保育事業 B型	6人以上 19人以下	保育士 1/2以上	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上
小規模保育事業 C型	6人以上 10人以下	家庭的保育者	0～2歳 3:1	0～2歳 3.3㎡以上
居宅訪問型保育 事業	1人	家庭的保育者	0～2歳 1:1	基準なし (乳幼児の家庭で保育するため)
事業所内保育 事業 (地域枠の子ども)	1人以上	保育士	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上

2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、市町村が地域型保育事業の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

3 認可事務の流れ

事業者から提出された認可申請書類を基に、職員が現地審査を実施し、運営責任者への聞き取り調査及び設備基準・職員配置を確認する。



4 認可変更協議

(1) 設置者の変更

類型	施設名称	設置者	新たな設置者	備考
小規模保育事業 A 型	すばる保育園	(株)すばる	(株)のんのん英育舎	R5.4.1

※設置者以外に変更なし。

5 確認の変更協議

【利用定員の変更】

(1) 変更予定施設の概要

施設類型	施設名称	申請者	保育定員	所在地
小規模保育 A 型	すまいる保育園	(株)すまいる	15 人	城南 2-7-22

(2) 変更内容

認定区分	現利用定員				利用定員(令和5年度~)			
	0 歳	1 歳	2 歳	計	0 歳	1 歳	2 歳	計
3 号認定	3 人	<u>6 人</u>	<u>6 人</u>	<u>15 人</u>	3 人	<u>9 人</u>		<u>12 人</u>

◇変更理由 これまでの実績を踏まえ、現状の保育ニーズに柔軟に対応するため。

8 参考資料(関係条例抜粋)

■藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の幼児に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業における職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(中略)

- 2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(中略)

- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

2月議会 児童安全対策等にかかる条例改正について

1 改正の根拠等

(1) 民法改正（懲戒にかかる条文の削除）に伴う条例改正

民法第822条に規定された親権者等の懲戒権について、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があったため削除されたのに伴い、児童福祉法第47条第3項（懲戒権の濫用禁止）が削除された。

根拠省令¹：民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（公布日・施行日：令和4年12月16日）

根拠省令²：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（公布日・施行日：令和4年12月16日）

(2) 園児の安全安心対策を担保する関係省令施行にかかる条例改正

園送迎バスの園児置き去りや園外活動時等における園児の見落とし等を防止する措置が新たに義務化された。

根拠省令³：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（公布日：令和4年11月30日 施行日：令和5年4月1日）

根拠省令⁴：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（公布日：令和4年12月28日 施行日：令和5年4月1日）

A 児童の安全の確保に関する計画の策定等

家庭的保育事業所等では既に事故発生を防止する指針を整備しているが、令和5年4月からは安全確保の取組みを計画的に実施するための計画を策定することとされた。

B 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を受けた安全対策等にかかる条例改正

バス等での送迎にあたって安全管理を徹底するため、所在確認や安全装置の装備を義務付ける改正を行う。 ※放課後児童クラブは所在確認のみ義務化

C 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組みの徹底

感染症対策の強化のため、感染症予防の研修の実施等の文言を一部追加するほか、放課後児童クラブ等においては業務継続計画の策定を努力義務化した。

(3) こども家庭庁設置法施行に伴う関係法令の整備による各法令の条ずれを解消

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例内の引用条文の条ずれを解消する一部改正を行う。

根拠省令⁵：こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（公布日：令和4年6月22日 施行日：令和5年4月1日）

(4) 家庭的保育事業所の職員配置に係る特例の緩和

保育所における保育士の配置基準では、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができるとされ、平成27年度からは准看護師も1人に限り保育士とみなすことができるとされた。最近、保育人材の不足が深刻化しているため、本市でも准看護師を保育士をみなす旨を条文に含める。

根拠省令⁶：児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（公布日：平成27年3月31日 施行日：平成27年4月1日）

2 改正の主な内容

①藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【第17号議案】

- ・第9条（安全計画の策定等）、第9条の2（自動車を運行する場合の所在の確認等）を追加。
- ・第14条（懲戒にかかる権限の濫用禁止）を削除。
- ・第15条（衛生管理等）に、感染症対策の研修、訓練の定期的な実施を追加。
- ・第30条、第32条、第45条、第48条（職員の配置基準）に准看護師を追加。

②藤枝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【第18号議案】

- ・第8条の2（安全計画の策定等）、第8条の3（自動車を運行する場合の所在の確認）、第14条の2（業務継続計画の策定等）を追加。
- ・第15条（衛生管理等）に、感染症対策の研修、訓練の定期的な実施を追加。

③藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

【第19号議案】

- ・第5条、第9条の引用条文（子ども・子育て支援法第19条関連）を修正。
- ・第27条（懲戒にかかる権限の濫用禁止）を削除。

④藤枝市子ども・子育て会議条例【第20号議案】

- ・第1条の引用条文（子ども・子育て支援法第77条関連）を修正。

⑤藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例【第21号議案】

- ・第1条の引用条文（子ども・子育て支援法第87条関連）を修正。

■根拠省令等と改正条例の整理

1 根 拠	改正の根拠	(1)	(2) A C	(2) B	(3)	(4)
	根拠省令	1 2	3	4	5	6
2 改 正 の 内 容	①藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	○	○	○		○
	②藤枝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例		○	○		
	③藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	○			○	
	④藤枝市子ども・子育て会議条例				○	
	⑤藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例				○	



令和5年度 当初予算・組織の概要



令和5年度 当初予算案

第6次藤枝市総合計画
基本理念

まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍
幸せになるまち 藤枝づくり

令和5年度 重点方針

「未来への成長基盤づくり」「次代を担う人づくり」

- 「健康」「安心」「希望」のまちづくり
- “市民の幸せと活躍”による、さらに元気なまちの実現

- ◆ 市民が元気に活躍するまちづくり
- ◆ スマート・ゼロカーボンシティへの転換

- ◆ 未来に向けた拠点都市づくり

重点戦略

- I コンパクトネットワークのまちを創る
- II 産業としてまちを創る
- III のど・のり・のり・のりを創る
- IV 健やかに暮らし活躍できるまちを創る

令和5年度 当初予算のポイント

積極型の予算編成

過去最大規模（一般会計）
(5)(7) (6) 億 (8) 千万円
 心なごみ、胸躍る。躍動するまち藤枝

576億 8,000万円

前年度から **19億円増 (+3.4%)**

- ◆ 必要事業の重点化と積極的な推進
- ◆ 特定財源の確保と基金の有効活用
- ◆ 事業推進と後年度負担とのバランスを考慮

未来への成長基盤づくり

将来への投資となる施設整備を加速

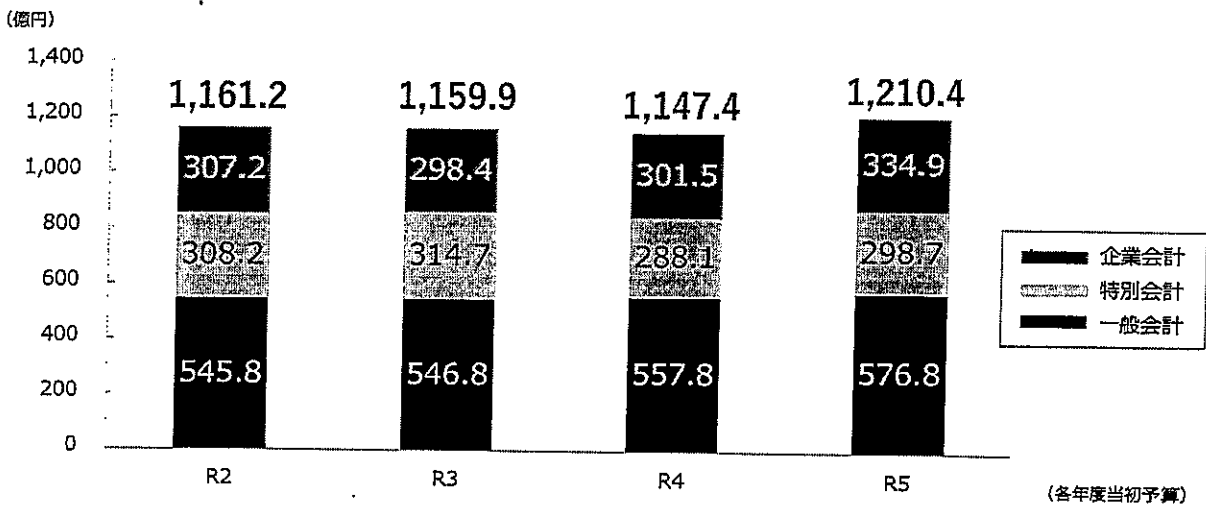
- ◆ 中心市街地の整備、旧市街地総合再生の促進
- ◆ 陶芸村拠点施設、新たな工業団地の整備着手
- ◆ 長期的な最重点施策クリーンセンター整備の本格化

次代を担う人づくり

全世代に渡る、活躍する人づくりの推進

- ◆ 妊産婦、子育て家庭、こどもの包括的な支援の促進
- ◆ 多彩な学びの提供と多世代の学びへの参加促進
- ◆ 官民挙げた日本一働きやすい職場環境づくり

当初予算の規模



行政組織に関する方針

“幸せになるまち”の実現へ

「未来への成長基盤づくり」と
「次代を担う人づくり」を戦略的かつ
機動的に進める組織体制への転換

市民の健康を 徹底して守る組織体制

コロナウイルス対策課を「感染症対策課」に改編
・新型コロナウイルスをはじめ、全ての感染症への対応
や各種予防接種業務を一元化し、市民の健康・予防対
策を強化

こども・子育て家庭を包括的に サポートする組織体制

「藤枝市こども家庭センター」を開設
児童課を「こども課」に改編し、
「保育統括担当参事」を配置
・子育ての包括的な相談体制を構築
・保育施設の監督・指導、人材育成を強化

将来に向け都市の価値を高め 発展につなげる組織体制

都市建設部内に「旧市街地活性化推進室」を新設
・藤枝旧市街地の総合的なまちづくりに本格着手し、
暮らしと歴史文化の再生を推進

行政組織に関する方針 (主な組織改編内容)

部・局	課・室	係・担当	狙い
企画創生部			
広域連携担当理事【新設】			地域間連携や国・県等との調整・連携、リニア等広域的事業への対応を統括
スポーツ文化観光部	サッカーのまち推進課	Jリーグ担当【新設】	Jリーグクラブを核としたまちづくりによる地域活性化を推進
健康福祉部			
こども未来応援局	こども課【改編】 保育統括担当参事【新設】	こども企画担当【新設】	児童課を改編。こどもの健やかな成長支援、子育て家庭の包括的な支援を強化 安全・安心な保育環境づくりを強化
健やか推進局	感染症対策課【改編】		コロナウイルス対策課を改編。感染症対応、予防接種業務を一元化
都市建設部	旧市街地活性化推進室【新設】		都市政策課内に新設。旧市街地総合再生や立地適正化等、市街地活性化を推進

職員体制の充実

市民・職員が幸せを実感できる“日本一の市役所づくり”を実現するための「人づくり」を推進

“日本一の市役所づくり”に向けた人財の適正配置 施策推進、組織活性化に向けた職員力の向上

●職員数

778人(+8人)

市民が幸せを実感できる実効性のある施策の展開に向け、必要な職員数を確保し、各部署に適切に人財を配置する

●体制を強化して展開する主な施策等

- ・子どもの尊厳や健やかな成長を守り支える取組の推進
- ・魅力的で持続可能な旧市街地再生の推進
- ・あらゆる感染症から市民を守る予防と対策の推進
- ・新たな魅力の創出や来訪人口の拡大など更なるサッカーのまちづくりの推進

●デジタルを活用した研修の充実

- ・自身の強みをデジタルツールで可視化し、組織で最大限発揮するための研修を実施
- ・市役所のDX推進に向けた研修動画を作成し、全職員を対象に配信
- ・通常の対面研修と併せ、時間と場所に縛られないeラーニング研修を実施

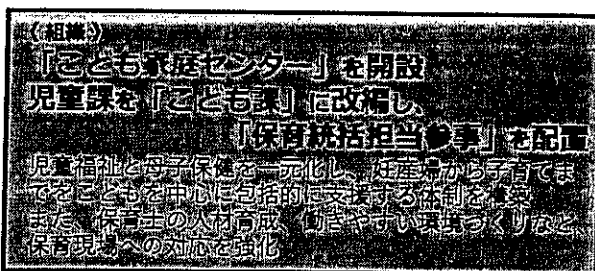
●幅広い分野の団体との人事交流・派遣

職員の視野拡大、専門力の習得及び幅広いネットワークを構築するため、人事交流・派遣を実施
12団体

- ・国（環境省・国交省）・県（県庁・東京事務所）
- ・他自治体 ・各種団体（クレア、J-LIS等）
- ・民間企業（静岡銀行、静岡鉄道等）

IV 健やかに暮らし活躍できるまちを創る

出会いと子どもを守り支える環境を創る



妊娠時のきめ細かな面談

New

移住・婚活事業費

1,000万円

- 結婚に向けた出会いの場を創出
- 首都圏企業と連携し、首都圏在住女性に本市の魅力をPRし、本市在住の男性との出会いの場を創出
- ・移住婚活ワークショップ、婚活バスツアー等

妊娠出産・子育て応援事業費

8,552万円

- 妊娠出産子育てまでの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に推進
- ・妊娠届出時及び8か月の面談、出生後の全戸訪問面談
- ・出産応援交付金5万円、子育て応援交付金5万円

New

子育て世帯家事支援事業費

178万円

- 家事育児に不安のある家庭への支援
- 家事育児に不安や負担を持つ家庭を訪問し、家事や育児を支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物代行、保育所送迎等）

出会いと子どもを守り支える環境を創る

多子世帯の保育料の軽減 保育料軽減額：約6,100万円

保育料軽減により多子世帯の経済的負担を軽減
 きょうだいの在園の有無や世帯所得等に関係なく、**拡充↑**
 第2子半額、第3子以降は無料

New ★県内初★

保育所等おむつ収集経費 850万円

保育所等からの保護者のおむつ持ち帰り負担を軽減
 市内保育施設等58園に専用ダストボックスを設置し、
 使用済みのおむつを回収

New

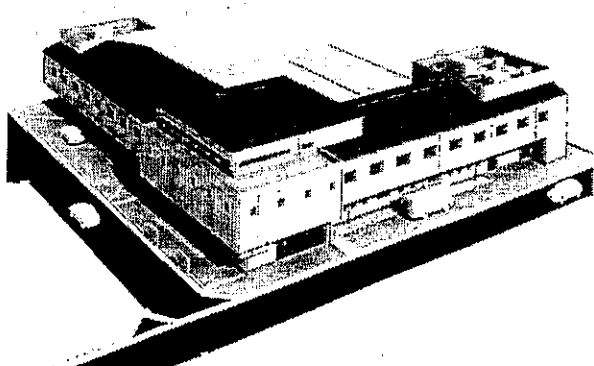
小規模保育事業所雇用安定化事業費補助金 1,000万円

小規模保育所の保育士の継続雇用に対する支援
 定員に満たない入所児童数の小規模保育事業所が、
 定員に必要な保育士等の雇用に係る費用の一部を補助
 補助額：3.6万円/月×人数



保育の様子

出会いと子どもを守り支える環境を創る



(仮) 高洲こども園 (イメージ)

岡部みわ保育園整備事業費 1億380万円

公立岡部みわ保育園の建替整備の推進

建設事業費 5億1,860万円

R5.10～ 建設工事

R7.4 供用開始予定

認定こども園施設整備への支援 4億6,041万円

高洲幼稚園の認定こども園化に伴う施設整備への支援

建設事業費 10億5,348万円

R5 建設工事

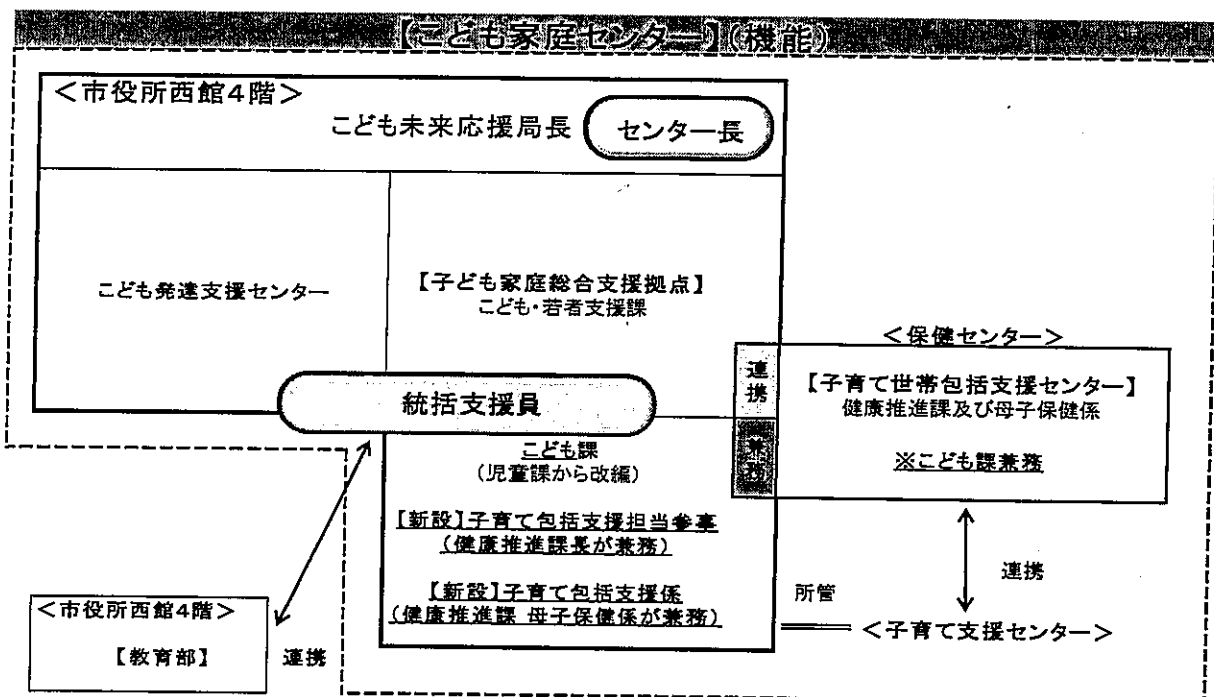
R6.4 供用開始予定

藤枝市こども家庭センターについて

(子ども・若者支援課)

改正児童福祉法及び改正母子保健法により、妊産婦から子育て家庭、そしてこどもまで、途切れなく寄り添い包括的に支援する体制として、市町村に「こども家庭センター」の設置の努力義務が課せられたことを受け、本市では以下のとおり「こども家庭センター」を創設する。

1. 創設時期 令和5年4月1日
2. 組織
 - ①こども未来応援局長がセンター長を兼務し、こども未来応援局3課で構成
 - ②部局をまたがる児童福祉と母子保健の指揮命令系統を確立するための組織改編を行う（健康推進課長及び母子保健係がこども課を兼務）
※児童課をこども課に改編。併せて、こども未来応援局及び構成課の子どもをこどもに改称
 - ③センターに児童福祉と母子保健の十分な知識と経験有する統括支援員を配置し、子ども家庭支援員や保健師等の専門職が一体的に支援を行う
3. その他「こども家庭センター」の創設により、独自の取組『子ども・若者総合サポート 藤枝モデル』（教育・福祉・医療・就労などの関係機関で構成）の機動力がより高まり、妊娠期から若者まで、きめ細やかな切れ目のない伴走型相談支援が推進できる。



◆統括支援員の役割等

母子保健・児童福祉のマネジメント

○母子保健と児童福祉双方の職員が、常に情報共有できる環境を整備する。

○母子保健と児童福祉双方の業務を協働して対応することを確認できる体制を整備する。

(1) 保健師等が把握した支援が必要な家庭に関する方針検討

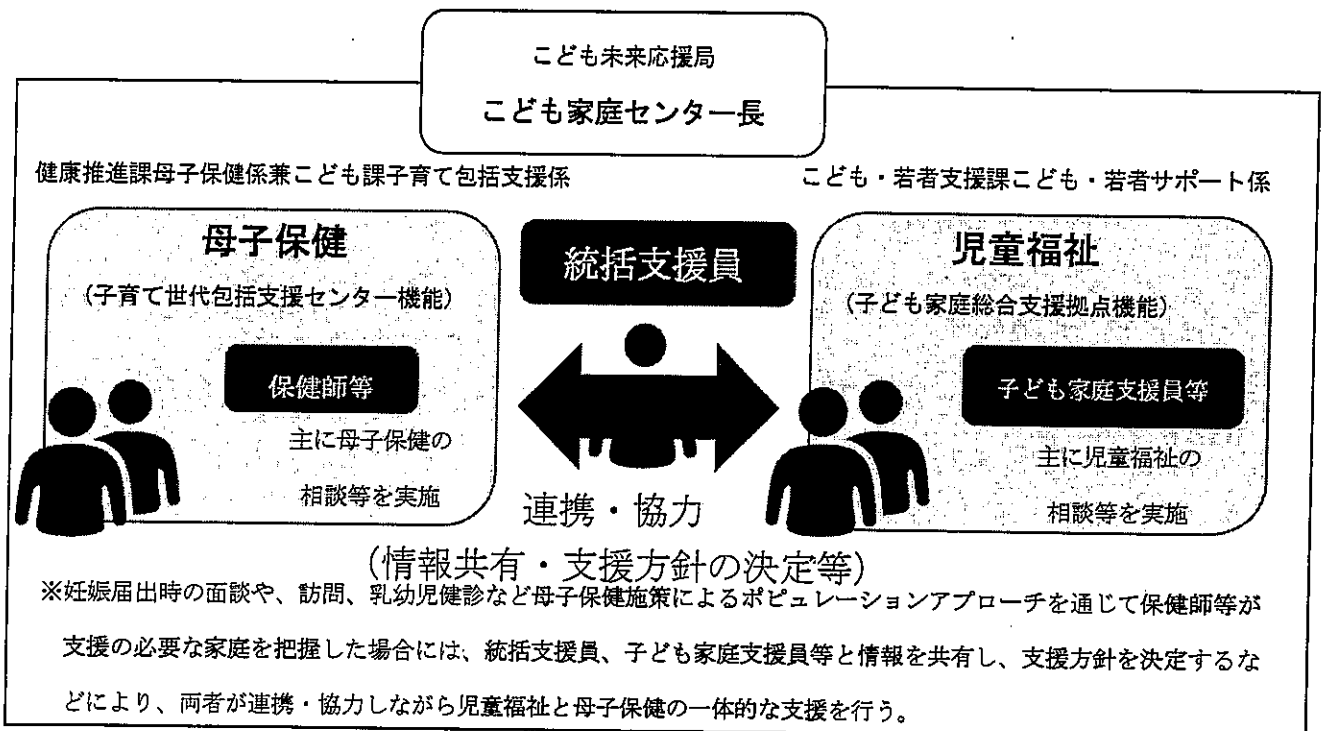
- ・妊娠の届出時の面談や赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、保健師等が把握した支援の必要な家庭についての相談に応じ、児童福祉との合同ケース会議に報告するかを検討する。

(2) 定期的な合同ケース会議の開催

- ・統括支援員、保健師等、子ども家庭支援員等が参加する合同ケース会議を開催する。
- ・統括支援員を中心として、各家庭の情報や課題を保健師等と子ども家庭支援員等が共有した上で、特定妊婦や要保護児童等に該当するかの判断や当該家庭への支援方針を検討・決定する。

(3) サポートプラン作成時のアセスメント・支援内容等の確認

- ・特定妊婦、要支援児童等に該当し、児童福祉と母子保健の双方の支援が必要と判断された場合に、保健師等と子ども家庭支援員等により一体的にサポートプランが作成でき、連携・協力してプランに基づく支援ができるよう調整する。
- ・特定妊婦、要支援児童等に該当し、児童福祉と母子保健それぞれの支援が必要と判断された場合に、保健師等または子ども家庭支援員等により適切なサポートプランが作成でき、プランに基づく支援ができるよう調整する。



令和5年度 藤枝市こども家庭センターにおける支援事業(案)

妊産期	0～2歳	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生	18歳～39歳	40歳以上
-----	------	--------	-----	-----	-----	---------	-------

子育てコンサルジュ

地域子育て支援センター(地区交流センター併設は18歳まで利用可)

藤の里ファミリーサポートセンター事業
(依頼会員・提供会員による地域での子育て相互援助活動)

育サポ 一育サポーター派遣事業(保育士による概ね1歳までの子どもがいる家庭への訪問育児支援)

一時預かり事業 放課後児童クラブ

病児・病後児保育

多子世帯子育て応援事業(公共施設利用料金減免)

不妊治療費助成 6か月以内

母子健康手帳交付 (拡)産後ケア事業

(新)妊婦の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

(新)妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施(出産・子育て応援交付金)

健康診査(妊婦・産婦・新生児健査・45か月・10か月・1歳5か月・3歳)

保健事後相談(運動発達・精神発達等)

運動教室・遊びの教室・復習教室

育児教室(パパママ教室・離乳食教室)

家庭訪問(妊婦・産後児・産後児・こどもはげちゃん・育児支援等)

個別育児相談(ひまわり)

子どもの命を守るための思春期講座

養育支援訪問事業

子育てに不安を抱えている等、特に支援が必要な家庭を対象とした養育士による訪問支援

孤食の防止・見守り強化事業(こども食堂)

子ども育成支援事業(子どもの居場所)

(新)子育て世帯訪問支援事業(家事援助)

子育て短期支援事業(保護者の疾病等により一時的に養育が困難になった際のショートステイ)

(拡)親子での入所・利用可能。子どもの希望による入所・利用可能。

[手当・交付・給付] 児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金交付、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等

生活困難やDVに伴う母子の保護及び自立支援(母子生活支援施設入所措置)

子ども・若者居場所事業(若者の居場所)

児童発達支援(給付事業)

病院連携事業

親子・並行通園事業 福祉教育 市民セミナー

発達相談/心理・発達検査

親塾(ライフステージ別)

ペアレント・プログラム

ペアレント・トレーニング

(新)ペアレント・メンターによるピアサポート推進事業

巡回相談 (新)家庭・教育・福祉連携推進事業

サポートファイル「そらいろ」普及・啓発

(新)サポートプランの作成

藤枝市要保護児童対策地域協議会

藤枝市子ども・若者支援地域協議会

こども課・健康推進課(こども課子育て包括支援係)

こども・若者支援課

こども発達支援課

連携・調整

支援体制

藤枝市における子ども・若者の一貫した包括的なネットワーク

■ 代表者会議

代表者会議 藤枝市子ども・若者総合サポート会議
 <年2~3回開催>
 事務局:子ども・若者支援課

藤枝市要保護児童対策地域協議会
 (児童福祉法第25条)

藤枝市子ども・若者支援地域協議会
 (子ども・若者育成支援推進法第19条1項)

■ 実務者会議(◎事務局)

児童虐待・DV部会 <年10回開催>

- 県中部健康福祉センター
 ・ 相談部(中央児童相談所)
 ・ 福祉部
- 藤枝警察署
 ・ 生活安全課
 ・ 志太・椋原地区少年サポートセンター
- 児童家庭支援センターはるかぜ
- 藤枝市立総合病院
 ・ 小児科医師
 ・ 病棟看護師長
 ・ 入院・在宅支援室
- 県立藤枝特別支援学校
- 教育政策課
- 福祉政策課
- 障害福祉課
- 子ども課
- ◎ 子ども・若者支援課
- 子ども発達支援センター
- 子ども育成支援事業委託事業所
- 必要に応じ他の専門機関

児童生徒指導支援部会 <年11回開催>

- 県中部健康福祉センター
 ・ 相談部(中央児童相談所)
- 藤枝警察署
 ・ 生活安全課
 ・ 志太・椋原地区少年サポートセンター
- 藤枝市立総合病院
 ・ 小児科医師
- 藤枝市校長会
- ◎ 教育政策課
- 健康推進課
- 福祉政策課
- 障害福祉課
- 子ども・若者支援課
- 子ども発達支援センター
- 生涯学習課
- 必要に応じ他の専門機関

発達支援部会 <年4回開催>

- 県中部健康福祉センター
 ・ 福祉部
- 県中西部発達障害者支援センター-COOD
- 児童発達支援センター
- 組合立駿遠学園
- 藤枝市私立幼稚園・認定こども園協会
- 藤枝市保育協会
- 地域子育て支援センター
 ・ 小児科医師
- 県立藤枝特別支援学校
- 教育政策課
- 障害福祉課
- 子ども・若者支援課
- 子ども課
- ◎ 子ども発達支援センター
- 必要に応じ他の専門機関

若者支援部会 <年4回開催>

- 県中部健康福祉センター
 ・ 福祉部
- 藤枝警察署
 ・ 生活安全課
 ・ 志太・椋原地区少年サポートセンター
- 藤枝市内静岡県立高等学校
- 藤枝市内私立高等学校
- 藤枝市社会福祉協議会
- NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡
- 子ども・若者居場所事業委託事業所
- 教育政策課
- 生涯学習課
- 産業政策課
- 福祉政策課
- 障害福祉課
- 健康推進課
- 子ども発達支援センター
- ◎ 子ども・若者支援課
- 必要に応じ他の専門機関

■ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議

「藤枝市こども基本条例」の制定について

(子ども未来応援局児童課)

1 要旨

国連総会で採択された「子どもの権利条約（4つの原則と4つの子どもの権利が柱）」については、平成6年に国が批准した。現在では、各自治体の方針として「子どもの権利条例」を制定しているところがある（条例制定は義務づけられたものではない）。

本市では、令和5年度に「子ども・子育て支援」を市政の柱に施策を推進することに合わせて、この条約と令和5年4月1日施行される「こども基本法」を鑑み、「(仮称)藤枝市こども基本条例」の制定を行い、市全体で子どもの成長を支え、権利を保障するなど子どもにやさしいまちづくりを推進する。

【「子どもの権利条約」の4つの原則】

生命、生存及び発達に対する権利	子どもの最善の利益
子どもの意見の尊重	差別の禁止

【「子どもの権利条約」の4つの子どもの権利】

生きる権利 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること	育つ権利 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
守られる権利 紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること	参加する権利 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

【「こども基本法」の基本理念と基本的施策】

基本理念	①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の内容の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
基本的施策	○施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

(次ページあり)

2 制定のスケジュール

- ・「こども基本法」には、子どもが意見を表明する機会を確保することや、子ども施策の策定等にあたり子どもや保護者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずること等の記載がある。
- ・子どもへの意見聴取や反映の方法については、対面方式（少人数のワークショップ）やSNS等を活用したアンケート調査等が想定される。また、国が示した意見聴取の際のプロセスに沿って、意見を聴く前の十分な情報提供や、意見を言いやすい環境づくり、声を上げにくい子どもの意見の聴取方法等について、庁内会議において検討していく。

※スケジュール（子ども・子育て会議に関する内容を中心に抜粋）

令和5年4月	庁内に策定に関する検討部会等を設置
6月	子ども・子育て会議において、計画策定方針について審議 関係団体（こども）等への意見聴取開始、条例案の検討開始、等
10月	子ども・子育て会議において、条例案について審議
11月	パブリックコメント実施（～年内） ※子どもを対象としたパブリックコメントの実施も想定
令和6年1月	子ども・子育て会議において、パブリックコメント結果等の反映状況報告
2月	市議会上程
3月	子ども・子育て会議へ報告
4月	公布、施行、市民への周知

3 条例の策定方針（条例の構成案）

主な構成要素	主な内容、検討が必要な事項など
前文	本市のこどもの権利などの基本的な考え方
総則	条例制定の目的
こどもの権利の定義	対象となるこどもの年齢、条約に基づき保障されなければならない権利（条約に即した表現とするか、独自の表現を検討するか）
大人や関係機関等の責務	保護者・市・学校等・地域、こどもに関わる大人の責務
こども施策の推進体制	こども施策を推進するための計画策定や、組織体制、関係団体との連携等について
虐待・体罰・いじめの防止	こどもの虐待、体罰、いじめの防止等。子育て施策や貧困対策、こどもの居場所づくり等についても検討。
こどもの社会参加	意見表明について記載。言葉だけでなく各種表現の機会の尊重と、社会参加の権利。
多様性の尊重	障害のあるこどもが社会参加できるよう適切な支援を行うことや、あらゆる差別をしないこと。
市民への周知	条約、法、条例をとおしてこどもの権利を守ることへの意識を高めるために、5月5日（こどもの日、児童福祉週間）や11月20日（世界こどもの日）を中心に周知・啓発を実施すること。
評価検証	こども施策等についての評価